（本號六面）　（遞信省認可）　明治四十年十一月十九日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

第三千百八十二號　火曜日
明治廿四年十一月十九日
舊暦辛卯十月九日　（庚子）

（西暦一千八百九十一年）

日出平前六時十三分　日入午後四時三十七分
月出午後一時二十七分　月入午前十一時五十四分
滿潮午後十一時三十三分

大地震と付義捐金募集廣告

安政の江戸大地震は早や三十七年の一昔と爲り當時の有樣は今尚ほ故老の語る所にして一夜忽然寐耳に水の大震動、地震に遭ふて地震たるを悟らず七轉八倒の間に煙焔滿市に漲り親が子を見殺にして泣くれば妻が夫を求めて呼ふあり走て土蔵の鬼瓦に頭を碎かるゝ者あり梁に足を壓かれて燒死ぬる者あり市中近郷幾萬戸の燒失、幾萬人の死傷、大都變して古戰場と爲る其物語はいよ〳〵聞ていよ〳〵恐ろしけれども唯ひかしの事として聞流かせしに何を料らん今回は岐阜大垣名古屋を始めとして何十里内一面の地方に正しく江戸の大地震を再演して修羅の慘狀を呈し昨今到來の電報通信に接していよ〳〵其事情を詳にすればいよ〳〵酸鼻に堪へず然かも其日は本月二十八日にして舊暦の九月二十六日に當り安政二年の變は十月二日のみとあれば前後七日の相違にして二度の天災とは三十七年久しと雖も目前に見るが如し左れば當府下を始めとして遠近の地方にて苟も慈善の志あらん人々は舊を懷ひ今を憐み多少の金を捐てゝ被害地方の死亡者負傷者貧困者を救ひ給はらんと切望に堪へず但し其義捐金は當時事新報社に當て現金にても爲替にても到着次第これを取纒めて其筋に使用法を托し又その義捐者の姓名と金高とは時々本紙上に記して請取書に代ふ可し

一義捐の金高は一口十錢以上の事

但し郵便切手代用は謝絶、尚ほ爲替振出先きの郵便局は東京芝口郵便局に限る

一義捐金請取の期限は來る十一月十五日までの事

東京市京橋區南鍋町二丁目十二番地

明治二十四年十月二十九日　時事新報社

時事新報

義捐者の姓名

を新聞の紙面に記すは名聞を好むの嫌ひありて陰德の趣意に負くの譏もある可し一應尤もなる說にして古來道徳の敎にも此邊の意味を說くもの少なからず古代西洋の敎祖耶蘇が貧民救助の法を說きたる時に二人の義捐者あり一人は富豪の者と覺ぼしく立派なる身形にて傲然衆人の前に於て數千の金を出し一人は身形も至て賤しく窮に一錢の錢を投じ名をも言はずして立去りたる後耶蘇は人に向ひて前の數千金は多しと雖も取るに足らず後の一錢のみを眞に義捐の志を表するものなりと賞りたるよし其他この種の談は一に止して足らず元來義捐は人の爲めにして自から爲めにするに非ず一片惻隱の心より發起し情を以て情を慰むるに過ぎざるものなれば之が爲めに名を云々するが如きは其人の本意に負きて寧ろ德心を妨ぐるのみとあれども是れは道徳上一般の敎にして場合に由りては亦自から勸善の法ともなきを得ず例へば今回の震災の如き非常の慘狀にして苟も人情あるものは之を聞て默止するのみと能はざる次第なれども如何せん世間の廣き其慘狀を知らざるものもあるに非ず既に之を知らざるときは如何に慈悲惻隱の心に富むものと雖も之を外に發して他を惠むの機會ある可らず然るに新聞紙に其慘狀を記し又義捐金を募集して其募に應じたる人の姓名と金額とを載するときは世間の人々は之を見て其有樣を知り又その義捐の人名と金額とをも知り爲めに注意を促されて内の慈悲心を外に實にするもの多かる可し即ち新聞紙の之を記すは敢て人の名を出すの趣意に非ず世の慈善家に注意の機會を與ふるが爲めにして既に本社に金を投じたる人々の中にも義捐の爲めなれば姓名は出さぬやう致したしとの向きもあるに非ざりしが慈善の目的の爲めには姓名を出すも毫も德心に妨なきのみならず寧ろ之を出すの必要を信じて斷然姓名を記したる次第なり斯る非常の大災害を救はんとして僅々たる義捐寄捨にては迚も其目的を達す可きに非ざれば成る可く手段の廣くして一錢にても義捐の多きを願ふ所なれ即ち成る可く慈善者の心を滿足せしめ成る可く早く罹災者の災を減ずるみとを目的とせざる可らず其目的にして既に然りとすれば之を達せんとするは即ち慈善の行を行ふものにして姓名を記載するは決して其本旨に負くものに非ず假りに今回の變に際し新聞紙が義捐の募集を廣告せず世の慈善家の竊に義捐するに任せ新聞社も又竊に之を罹災者に贈るのみにして一切事の次第を紙上に記さゞりしならば其金額は必ず今日の百分の一にも達せざるものゝ如し即ち其名狀するみと能はざるは吾々が東京に居て聞くよりも實地は更に甚だしくして想像の外あるや推して知る可し即ち目に見るの感動は耳に聞くよりも劇しきを知る可し左れば爰に救助の一案を案するに彼の地に在る無數の怪我人の中には隨分多少の動搖に堪へて病體に妨あき者もあらんなれば此種の患者をば五十人なり百人なり東京に護送し府下の然る可き場所に入れて懇に治療を加へ同時に其負傷の模樣、病狀の輕重、治療の成跡、看護手當の有樣等何與れとなく細に記して世上に公にしたらんには東京市中の人々は我れも〳〵と群集して假令ひ親しく病床に近づくを許されざるも近く其樣子を目擊して哀悼の情を催はし隨て財物を惠與して患者は全快に至るまで何等貧傷者を東京に護送するは如何

の不自由もなく醫藥滋養の恩澤に浴するを得べし斯の如くすれば其當人等の仕合は申すまでもなき尚ほ其上に萬事に不足勝なる震災地の負傷者も人減りの爲めに幾分か手當の行屆くを得て是亦無上の幸なれば一零兩全の策と云ふ可し府下の有志者には或は此案を實行する向きもあらんと思ふ其中にも我輩は寺院の僧侶を以て發起の任に適當なりと認むる者なり慈善は佛者の本分にして且つ寺院の建物は恰も假りの病院に宜しく其臺所の都合さへ大勢の賄に適當するもの多くして特に醫請等の爲めに支出を要するにあらず醫藥食料等の費用は前記の如く慈善家の喜捨にて足るのみならず府下の醫師は治療を施し藥店は藥品を惠む等樣々の好都合を得て寺院に費す所なくして佛德の光明は由て以て耀く可し僧侶默々の場合にあらざる可し

同會副會長名村泰藏、評議員眞平、鹽入太輔、大岡育造、井田三郎等の諸氏にして評議の結なり

（一）法治協會に於て取調べ東京商工會の修正意見、及意見を定め商法修正案を起すまでに帝國議會に提出する事

（二）前項の商法修正案を起撰任する事但し會衆の撰に藏の兩氏を委員とあし殘りに委任す

（三）右委員の修正商法案は六年より實施を請求する事

右にて法治協會が商法に對を得べし今民間諸政黨が之に ふに當日集會したる評議員中 あり故進派員あり是等の人々 由黨幷に自由倶樂部は共に修 黨、協同倶樂部も殆んど贊成 は未だ之に同意を表するの色 ば幾分か實施論者の數を增し 治協會の意見を採用すべしと

◎宮城縣の衆議院議員候補者 員遠藤温氏の辭職に就き其候 縣下桃生郡撰出の縣會議員伊 會議員秋山峻氏、牡鹿郡の伊

志家は思ひ〳〵に右等の諸氏 爲し居るよし

◎英國東洋艦隊旗艦の入港 リチー號は去る六日午前八時 港せりと

◎大坂商業會議所の臨時總會 り開會し議事に先ち品川氏の 下震災義捐金に就て協議會を 國と定め兩縣下へ各百圓宛を とに決し夫より前日に引續き を同き九時四十分閉會したり

◎九州鐵道會社總會　去月三 開會したる總會の模樣を聞く 二十四年度上半期の計算報告 したるに原案の通り一株につ 議員一名補欠撰擧の事を議せ 時まで其儘に据置きとあり 及第十二條の修正は共に原案 及び長崎市長及び其他の有志者 りしみと熊本縣八代幷に三角 肇手ありたしとの請求ありし 議ありし由傳承せしみと等を 會したりと云ふ

◎白米商組合の常議員會　は今 國井生村樓に於て開會する由 如し

正副議長撰擧、常議員會規則 四役員補欠撰擧、五商業會議 違約處分方法、七明治二十五 太三郎外三名の代言人岡村輝彦

官報

朕帝國大學及文部省直轄諸學校敎官俸給ノ件ヲ裁可ス

御名御璽

明治二十四年十一月七日

内閣總理大臣伯爵松方正義
文部大臣伯爵大木喬任

勅令第二百四號

帝國大學及文部省直轄諸學校敎官ノ俸給ハ其授業ノ時間及學科ノ輕重解易等ニ依リ年俸額相當ノ額ヲ減給スルコトヲ得

◎陸軍省訓令甲第七號

北海道廳　府縣

明治二十三年(五月)當省訓令甲第十號ヲ十二月一日以降廢止ス

但本年十一月三十日以前當省所管トシテ收納ノ分ハ從前ノ手續ニ依リ取扱フヘシ

明治二十四年十一月九日

陸軍大臣子爵高島鞆之助

陸軍省訓令甲第八號

北海道廳　府縣

當省所轄ニ屬スル物件ノ貸下又ハ賣却等ニシテ道廳府縣ノ取扱ヲ要スルモノハ屯田兵司令部近衛師團監督部ヨリ其取扱ヲ道廳府縣ヘ委任スルコトアルヘシ

前項ニ依リ徵收セシ金額ハ本年大藏省訓令第七十七號ニ依リ同省主管ノ歳入トシテ收納ヲ尙ホ其納期及金額ヲ委任シタル當該廳ヘ通報スヘシ

明治二十四年十一月九日

陸軍大臣子爵高島鞆之助

陸軍省訓令甲第九號參照

大藏省訓令第七十七號(明治二十四年十月十九日)

從來各省主管トシテ其經府縣ニ於テ取扱フ所ノ諸收入本年十二月一日ヨリ部ヲ大藏省主管トシテ明治二十二年第省訓令第六十六號ニ據リ收納整理スヘシ

但主管轉變換ニ付テハ十一月三十日迄ニ調査濟ノモノニシテ同日迄ニ收入濟トナラサル(本年當省訓令第二十八號ニ依リ整理スルモノヲ除ク)諸年濟納ハ各省主管ヨリ大藏省主管ヘ引繼クヘシ十一月三十日以前收入確定ニ決ス其金額ハ我國庫ヘ未タ金庫ニ繰込ヲ了セサル分ハ尙各省主管トシテ整理スヘシ

◎宮内省告示第十九號

皇太后陛下來ル十四日神戸御發輿陸路ヲ經テ同十六日還御ノ旨奥ニ仰出サル

明治二十四年十一月九日　宮内大臣子爵土方久元

◎遞信省告示第二百四十五號

石狩國空知郡岩見澤郵便局ニ於テ來ル十二月一日ヨリ小爲替振出ノ事務ヲ取扱ハシム

明治二十四年十一月九日　遞信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

◎法治協會月次會、商法實施論　同協會は去る六日午後四時より富士見軒に於て月次會を開きたり來會會員

貧傷者を東京に護送しては如何

人の感情を動かすは耳に聞くよりも目に見る方、一段の力あるものにて今回岐阜名古屋の災變は非常の慘狀を呈し就中その病院の有樣は慘の又慘なるものにして昨今實地を目擊して歸來せし人々の語るを聞くに涙を紙上に記せざるものゝ如し即ち其名狀するみと能はざるは吾々が東京に居て聞くよりも實地は更に甚だしくして想像の外あるや推して知る可し即ち目に見るの感動は耳に聞くよりも劇しきを知る可し左れば爰に救助の一案を案するに彼の地に在る無數の怪我人の中には隨分多少の動搖に堪へて病體に妨あき者もあらんなれば此種の患者をば五十人なり百人なり東京に護送し府下の然る可き場所に入れて懇に治療を加へ同時に其負傷の模樣、病狀の輕重、治療の成跡、看護手當の有樣等何與れとなく細に記して世上に公にしたらんには東京市中の人々は我れも〳〵と群集して假令ひ親しく病床に近づくを許されざるも近く其樣子を目擊して哀悼の情を催はし隨て財物を惠與して患者は全快に至るまで何等